資料２

議題２　夫婦間での世帯分離手続きについて（半田市提出）

市名	回答 手続きについて
名古屋市	夫婦が生計を別にしている実態があれば、世帯分離を行っている。聞き取り事項、疎明資料の提出については個別具体的に行っている。
豊橋市	世帯分離の理由（離婚前提である等）を聞き取り、届出書の余白にその旨記載する。疎明資料の提出は求めていない。
岡崎市	・配偶者が行方不明の場合 不現住申出調書の提出を求め、現地調査を行った後世帯分離届出を受け付ける。 ・離婚調停中の場合 ①配偶者が一緒に住んでいない場合 事件係属証明書等の原本、不現住申出調書を提出させたうえで受け付けている。 ②配偶者と同居中の場合 事件係属証明書等の原本を提出させたうえで受け付けている。 ・同居中の場合 世帯分離する旨の申述書を夫婦連名で提出させたうえ、夫婦それぞれからしっかりと聞き取りを行い、夫婦それぞれの収入がわかるものの原本でそれぞれが自活できる収入があることを確認している。別生計であることの疎明資料があるような場合は追加で提出させるなどしたうえで受付している。
一宮市	同一の住所地で生活している夫婦については、民法第７５２条により夫婦間には協力扶助義務があることから、一般的には同一世帯と考えられるため、世帯合併の案内をしています。　ただし、「離婚調停中である」という申出があった場合の他、生計は別にしていると申し出があり、疎明資料が提示できる場合は世帯分離の届出を受理しています。
瀬戸市	原則、認めていない。 ただし、「離婚調停中」であるという申し出があった場合は、聞き取りにより手続きを行っている。
半田市	離婚調停中であるという申出があった場合のみ受付を行っている。 その旨住民異動届に記入、署名をいただいたうえで受付を行う。
春日井市	婚姻中の夫婦が世帯分離を行うケースとして、事実上婚姻関係が破綻しているが、調停を行っている等の事情で離婚届が出せない場合が想定されます。よって、調停を行っていることがわかるもの（裁判所からの通知等）や、事情が分かるものを疎明資料として提示・提出を求めています。聞き取りのみでは世帯分離を受付をしていません。
豊川市	離婚調停中である旨を証する疎明資料として、「事件係属証明書」（家庭裁判所へ交付申請が必要。有料）の写し、又は「調停期日通知書」（家庭裁判所からの通知。無料）の写しを提出してもらっています。
津島市	原則認めないが、半田市と同様の取り扱いである。
碧南市	夫婦間の世帯分離については原則認めておらず、事例はない。
刈谷市	民法上、夫婦同一世帯を推奨している旨を伝えた上で、生活の実態が夫婦で生計を別にしていたり、居住の実態がないにも関わらず、住所異動の手続きがされていない場合など、本人の申し出を聞き取って世帯分離を認めている。 疎明資料は求めておらず、本人から聞き取った内容を住所異動申請書類にメモする程度。 本人から離婚調停中など、世帯分離することによってトラブル（児童手当の受給等）になりそうな事実を聞き取った場合は、裁判中を示す資料など提出させる可能性がある。
豊田市	離婚調停中である場合は立証資料として、裁判所に手続き中であることがわかる書類が必要。同居して生計が別である場合、世帯分離申出書に加え、生計が別である実態を確認する方法として①夫婦それぞれの収入を立証できるもの（給与明細等、通帳のコピーも可）及び②光熱水費等、生活に関する支払を夫婦それぞれ負担していることが分かるもの（通帳のコピー可、例：電気、ガス、水道電話、住宅ローン）、介護老人保健施設に入所している場合は、立証資料として入所の証明や契約書類等が必要
安城市	実態として生計が別であることを裏付ける資料（離婚調停中であることを証する書類等）の提示がある場合や、実態として同居していない場合等に限定されると考えます。
西尾市	原則行わない。 ただし、疎明資料があり、相当な理由があれば受付する。（申述書記入してもらう。）
蒲郡市	当市でも原則認めていないが、離婚調停中であることの確認書類があれば分離を認めている。 また離婚ではないが、夫婦からの申し出があれば生計が別であることの確認書類（保険証、源泉徴収票等）を提示してもらい、「別世帯にすることの申立書」により分離を認めている。
犬山市	原則認めていませんが、離婚調停中や生計を別にしている場合のみ、聞き取りにより疎明資料はなしで認めています。異動届にその旨一筆記入と署名はもらっています。
常滑市	「離婚調停中である」という申出と、疎明資料として裁判所からの書類を提示してもらっています。
江南市	原則認めていませんが、夫婦それぞれに収入があり、生計を分けて生活できている場合のみ、手続きを行っており、手続き時には、届出にその旨一筆記入及び署名をいただき、収入の証明をいただいた場合に手続きをしております。
小牧市	貴市同様、原則夫婦間の世帯分離は認めていません。離婚調停中であると分かる疎明資料が確認でき、夫婦それぞれから署名がもらえた場合のみ世帯分離を受け付けます。
稲沢市	どのようなケースであっても申請があれば夫婦間の世帯分離を受け付けている。このことについて疎明資料の提出や聞き取り等も行っていません。
新城市	夫婦間であっても、生計が別になっている場合は、世帯主の承諾を得て手続きをしている。
東海市	婚姻中の夫婦間の世帯分離は受付していません。

資料２

議題２　夫婦間での世帯分離手続きについて（半田市提出）

市名	回答 手続きについて
大　府　市	通常の世帯分離の手続きと同様。妻か夫の意思が確認でき、生計が同一でないと判断できれば受け付けている。
知　多　市	本市でも夫婦間の世帯分離は原則認めていません。ただし、DV被害者、離婚調停中の方、夫婦でも生計が別であることを証明できる方であれば受付しています。DV被害者の方は聞き取りし、職員が備考欄に内容を記載します。離婚調停中の方は備考欄にその旨記入してもらいます。夫婦間で生計が別の方は、疎明資料を提示してもらいます。
知　立　市	原則不可。例外的に離婚調停中であるという資料の提出があれば、届出中にその旨を記入・署名をいただき、世帯分離をしている。
尾張旭市	半田市と同様に、原則は認めていませんが、「離婚調停中」との申出があった場合にのみ手続きを行っております。その際は、届出にその旨一筆記入いただくか、離婚調停中とわかる資料の提示を求めています。
高　浜　市	離婚裁判を行っている場合に限り、届出にその旨記載してもらい受付しております。離婚裁判を行っていることの確認できる資料を提示してもらいます。
岩　倉　市	聞き取りを行い、異動届にその理由を記入していただき、正当であれば世帯分離を行っている。 疎明資料の提出は求めていない。
豊　明　市	支援措置申出予定者が他市へ転出する場合、提出予定の申出書を確認の上、分離→転出をさせている。
日　進　市	原則認めていないが、支援措置の申請者等には聞き取りを行い手続きを行っている
田　原　市	田原市ではこのようなケースはほとんどないが、聞き取りによる状況確認及び疎明資料提出（家庭裁判所における事件係属証明書、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、調停不成立証明書など）により事実関係を確認し、世帯分離の手続きを行う。
愛　西　市	聞き取りにて生計が別であることを確認し、その旨を異動届の備考欄に記載をお願いする。
清　須　市	原則認めていませんが、生計が別であるとの申し出があれば受け付けることもある。
北名古屋市	本市においても夫婦間の世帯分離は、原則認めていません。しかしながら、離婚を前提に話し合いをしている、離婚調停中等の事情があり、夫婦関係が破綻し、かつ生計が別である旨の申し出があれば住民届出にその旨を記載させた上で受付けします。
弥　富　市	貴市と同じく「離婚調停中である」という申出があった場合のみ手続きを行っており、届出の備考欄にその文言を自筆していただくのみとしています。特に聞き取り事項に決めはなく、疎明資料の提出も不要としています。
みよし市	①離婚調停中である場合は、離婚調停中である証明書の提出、無ければ離婚調停中である旨を申述してもらい、署名を求める。②夫婦が別生計であると主張し、別生計であることが客観的にわかる資料（給与明細、所得証明等）がある場合は、世帯分離をする旨の申述を夫婦連名で提出させ、夫婦それぞれの収入がわかるものの提出を求める。
あ　ま　市	通常は認めていない。ただし、離婚調停中など裁判中である旨の疎明資料がある場合は、受け付けている。
長久手市	当市も離婚調停中などではない場合は、原則受け付けていない。しかしながら、平成３０年度に相談があり１件分離を行った。その際、愛知県の市町村課に確認し、国からは基準はなく、市町村判断との回答だった。また、「地方自治問題解決事例集第２次改訂版」Ｐ２１４に事例が掲載されており、例外的取扱とされているが、生計を別にしているという実態があれば、世帯を分離することも可能であるとのことだったため、生計が別であるとわかるそれぞれの家計簿と源泉徴収票等を疎明資料として提示してもらい分離した。